

大谷文書の太公家教

——太公家教放・補——

黒田 彰

〔抄録〕

二十世紀の始め、敦煌文書の発見と踵を接する如く、我が国の大谷探検隊が、敦煌のさらに西、高昌国の故地からの出土文書を将来している（大谷文書）。所謂吐魯番トルファン文書である。さて、敦煌文書から幻の幼学書、太公家教が出現したことは、世界を驚かせたが、実は大谷文書の中にも太公家教が含まれていた。小稿はそ

の吐魯番本太公家教と敦煌本との関係を探り、大谷文書の太公家教の正体に迫ろうとするものである。

キーワード

太公家教たいこうかぎょう、敦煌文書とんこうもんじょ、大谷文書おおたにもんじょ、吐魯番文書トルファン、幼学ようがく

三年の「学日益齋敦煌学札記」二、「日本《大谷文書集成》中的《太公家教》残卷」の中で、『大谷文書集成』式により、小島氏の明らかとした三一六七をも含め、

三一六七

三一六九

三一七五

三一七七

二十世紀初頭、大谷探検隊が日本に齎した西域出土の古文書即ち、大谷文書のトルファン（吐魯番）文書中に、中国本土で早くに失われた、幻の古代幼学書、太公家教が現存していることを、最初に報告されたのは、小島憲之氏であろう。小島氏は、昭和五十二（一九七七）年八月刊行の、「学事閑日―ある童蒙教訓書断片を中心として―」と題する掌篇において、大谷文書三一六七号が、その太公家教の一部に外ならぬことを明らかにされたのである。次いで鄭阿財氏は、一九九

の四点の大谷文書が、やはり太公家教であることを指摘して、由三一六七・三一六九・三一七五・三五〇七等断片及図版來看、

三二六七・三一六九及三一七五の字跡相同、当是同一写本的分裂断片。至於三五〇七的字跡似乎不同、較另三断片工整、恐非一人所抄

と結ばれたことは、^②太公家教研究史上に大きな足跡を残す業績とすることが出来る。さらに最近、張娜麗氏が小島、鄭両氏の仕事を再確認した上で、上記四点の大谷文書に加えて、

四三七一

四三九四

の二つもまた、太公家教であると認定し、計六点の大谷文書を上げて、

これらの断片のうち、四三七一の断片を除き、三一七五、三一六

七、三一六九の三点は、例えば、磔部や転折部の筆態が一致する

ことや墨色、及び文字の大小が同等で、共に朱点を附しているこ

となどから、恐らくは同一写本の断裂片と想像される。その他の

断片は、それぞれに字態、筆致の相違が認められるため、『大谷

文書集成』に収録された『太公家教』の写本は、現在少なくとも

三種類のものが確認され得ることとなる

と言われたことは、^③大谷文書中の太公家教の存在を、ほぼ定説化するものとして良い。

ところで、逸書の太公家教が、これも二十世紀初頭の発見に掛かる、敦煌文書中に多数見出だされ、その四十余本に上る諸本については、それらの本文を互いに比較検討することにより、七系統十種類に体系付けることが可能であって、そこからまた、敦煌本の太公家教諸本を、所謂文献学的に把握し得ようことを、近時述べたことがある。^④また、

幼学太公家教の音読面に注目し、なお同主旨の概説を試みたことがある^⑤（それらは後、岡田美穂君の「太公家教の諸本生成と流動」による、補訂を経た^⑥）。けれども、遺憾なことにその折は、大谷文書の太公家教本文のことにまで、視野が及ばなかったのである。私見によると、現存する太公家教の本文は、七系統に分かれるが、ならば、大谷文書の太公家教は、どのような系統の本文に属しているのだろうか。或いは、それは既存の如何なる系統にも属さず、敦煌本の太公家教とは別系のものであるだろうか。小稿は、大谷文書における太公家教の本文系統の問題を、考察しようとするものである。敦煌本の太公家教は、およそ九世紀半ば以降に写されたものと考えられる^⑦。それに対し、大谷文書は、四―八世紀間のものとされるから、その太公家教断簡は、敦煌本より確実に古く、現存敦煌本の原姿を留める可能性が高い。この意味で、大谷文書の太公家教と敦煌本との関係は、太公家教の本文成立史の研究上、極めて興味深いものと言わなければならない。さて、その考察の前提となる、敦煌本太公家教の本文系統のことを、改めて略記しておく。

敦煌出土の太公家教は、管見に入ったものとして目下、次の四十二本の伝存が確認し得る。今、それらを羅振玉氏旧藏本、スタイン本、ペリオ本、寧楽本の順に、通し番号を付して示せば、左の如くである^⑧（Bは、北京本である。同一文書内に幾つかの太公家教の含まれる場合は、アルファベットの小文字で区別してある）。下段に、入矢義高氏「太公家教」校釈^⑩による句番号を、その下の（ ）内に、松尾良樹氏「音韻資料としての『太公家教』―異文と押韻―」による句番号

を示す(下段末尾の「題」は題記を、「首」は首題の存すること、「尾」は尾題の存することを、それぞれ表わす)。

- 1 羅振玉氏旧蔵本——1(595)(1(609)首尾
- 2 同甲卷——366(374(423)
- 3 同乙卷——343(384(349(394)
- 4 S 四七九——566(595(580(609)尾
- 5a S 一一六三 a——348(608(356(622)尾
- 5b v b——題
- 5c v c——120(125)
- 5d v d——120(121(125(126)
- 5e v e——170(171(172(174(175(176)
- 5f v f——386(396)
- 5g v g——436(442(447(453)
- 5h v h——555(573)
- 6a S 一二九一 a——5(142(5(147)
- 6b v b——142(211(147(215)
- 6c c——229(299(233(305)
- 7 S 一四〇一——439(607(450(621)
- 8 S 三〇一一 v——29(30(29(30)
- 9 S 三三八三五——50(608(50(622)尾
- 10 S 四九〇一 v——1(1)首
- 11 S 四九二〇——412(608(422(622)尾

- 12 S 五六五五——395(608(405(622)尾
- 13 S 五七二九——8(82(8(82)
- 14 S 五七七三——128(279(133(285)
- 15 S 六一七三——95(361(100(369)
- 16 S 六一八三——33(125(33(130)
- 17 S 六二四三——403(524(413(538)
- 18 P 二五五三¹——1(43(1(43)
- 19 P 二五六四——1(608(1(622)首尾
- 20 P 二六〇〇——596(607(610(621)尾
- 21 P 二七三八——50(595(50(609)
- 22 P 二七七四——454(552(465(566)
- 23 P 二八二五——139(608(144(622)尾
- 24 P 二九三七——48(354(48(362)
- 25 P 二九八一 v——218(595(222(609)
- 26 P 三〇六九——452(571(463(585)
- 27 P 三一〇四——252(361(257(258(369)
- 28 P 三二四八 v——68(232(68(236)
- 29 P 三三四三〇——160(457(458(164(468(469)
- 30 P 三五六九——348(595(356(609)尾
- 31 P 三五九九——1(442(1(453)首
- 32a P 三六二三 a——3(595(3(609)尾
- 32b v b——題
- 32c v c——題

- 33 P 三七六四 — 1 ~ 608 (1 ~ 622) 首尾
 34a P 三七九七 a — 376 ~ 608 (386 ~ 622) 尾
 34b v b — 題
 35a P 三八九四 a — 119 ~ 515 (124 ~ 529)
 35b v b — 題
 36 P 四〇八五 — 63 ~ 229、230 (63 ~ 233、234)
 37 P 四五八八 — 478 ~ 595 (489 ~ 609) 尾
 38 P 四八八〇 — 1 ~ 46 (1 ~ 46) 首
 39 P 四九九五 v — 181 ~ 442 (185 ~ 453)
 40 P 五〇三二 (13) — 46 ~ 61 (46 ~ 61)
 41a B 一一 v (乃三七 v) a — 1 ~ 5 (1 ~ 5) 首
 41b v b — 1 ~ 41 (1 ~ 41) 首尾
 42 寧楽本 — 48 ~ 107 (48 ~ 112)
- 以上、敦煌本の太公家教四十二本は、句の有無、表記の異同などから、次のようにA—G七系統、十類に分けることが出来る（題のみの五本〈5b、32b、32c、34b、35b〉を省く。一〜三句を存するだけの10、8、5e三本は、系統不明に含める）。
- 太公家教諸本系統一覧
- A 1・21・42・23・26
 B (1) 19・18・41a・41b・3
 (2) 35a・27

- C (1) 31・15・39・5a
 (2) 29
 (3) 17
 D 32a 9・28・13・6b
 E 33 38・16・6a・36・14・2・22
 F 24 25・6c・30・7・37・4
 G 34a 12・11
 不明、10・8・5c・5d・5e・5f・5g・5h・20・40
- ここで、仮に上述した大谷文書の太公家教六本を、右表の末尾43—48に編入しておきたい（以下、大谷文書の六本を、大谷本と称する）。その大谷本六本を、右表に編入した形で示せば、左ようになる。
- 43 大谷本三一六七 — 423 ~ 436 (434 ~ 447)
 44 大谷本三一六九 — 475 ~ 484 (486 ~ 495)
 45 大谷本三一七五 — 371 ~ 389 (381 ~ 399)
 46 大谷本三五〇七 — 1 ~ 10 (1 ~ 10)
 47 大谷本四三七一 — 463 ~ 471 (474 ~ 482)
 48 大谷本四三九四 — 567 ~ 588 (581 ~ 602)

大谷本の太公家教六本の系統を検討するに当たっては、まずその本文を紹介しておくのが便利であろう。図一は、43—46、48五本原本の写真を、『大谷文書集成』式に拠り掲げたものである¹²⁾。そして、43—48

山崎
早齋

(2) 44 3169

先惡夫
人馬門

(1) 43 3167

余乃生
只欲揚名
不堪人師

(4) 46 3507

公王
不傷
齊之太

(3) 45 3175

海藏學
書之田
三領不
賣之下
又養

(5) 48 4394

図一 大谷文書の太公家教

六本を、原本の行取りに従い翻字して示せば、次の通りである⁽¹³⁾（大谷文書番号下の（）は、句番号である。翻字は、通行の字体による。いづれも前後が破損している。□□は、上下の破損を表わす。†は、残画から推定される文字を示している）。

(1) 43 三一六七 (423～436)

□□兄弟信□

□□死怨夫婦信□

□□恩抱薪救火火必□

□□人隔門不如一人□

(2) 44 三一六九 (475～484)

□□山魯連赴海□

□□臯声聞於天□

□□外必聞□

(3) 45 三一七五 (371～389)

□□傷凡人不可兒□

□□公王蒿艾之中□

□□得傷仁慈者受□

□□傷齊々之人為□

□□過密奄□

1 仁、「任」らしき文字を抹消して右傍記。
2 人、「士」を抹消して右傍記。

(4) 46 三五〇七 (1～10)

余乃生逢□

迸流移只欲隱□

只欲揚名於後□

德薄不堪人師□

47 四三七一 (463～471)

□□厄之□

□□太公□

(5) 48 四三九四 (567～588)

□□疎榮則共樂□

□□懃は無価之宝□

□□宮海藏字是明□

□□書良田三傾不如□

□□重賞之下必□

□□奴養□

さて、43—48の大谷本六本は、それらの句番号を通覧すれば分かるように、必ずしも太公家教本文の流れに従ったものではない。そこで、43—48六本を、改めて太公家教の順序に倣って並べ直せば、

- (4) 46 (1～10)
- (3) 45 (371～389)

(1) 43 (423 ~ 436)

47 (463 ~ 471)

(2) 44 (475 ~ 484)

(5) 48 (567 ~ 588)

となるであろう。興味深いのは、大谷本六本の太公家教に、全く重複のないことである。さらに右記の六本の本文に句読点を施し、句番号を付して示せば、次の通りである(句番号は、入矢氏の校訂本文による。(一)内に、大谷本に欠けた句文字を補う(暫く入矢氏校訂本による)。以下、破損を、|||で示す)。

(4) 46 余乃生逢(乱代) ||| (波) 迸流移。只欲隱(山学道) ||| 只欲

揚名於後(代) ||| (才) 輕 德薄、不堪人師。

(3) 45 (還是自) 傷。凡人不可兒(相) ||| (或出) 公王。蒿艾之中

||| (助) 闘 得傷。仁慈者受 ||| (為土所) 傷。齊々之人、為(酒所) 殃 ||| (知人有) 過、密奄(深藏)。

(1) 43 兄弟信(讒) ||| (必致) 死恩。夫婦信(讒) ||| (荆棘蒙) 恩。

抱薪救火、火必(成炎) ||| (干) 人隔門、不如一人(拔関)。

47 (屈) 厄之(人) ||| 太公(未達)

(2) 44 (巢父居) 山、魯連赴海 ||| (鶴鳴九) 臯、声聞於天 ||| 外必知

聞。

(5) 48 (情薄則) 疎。榮則共榮 ||| 慙は無価之宝 ||| (慎是竜) 宮海蔵、

学是明(月神珠) ||| (不如明解経) 書。良田三傾、不如(薄芸隨

驅) ||| 重賞之下、必(有勇夫) ||| (只愛有力之) 奴。養(男不教)

二

大谷本の太公家教、43—48の本文系統を考察するに当たり、まず有力な手掛かりを提供してくれそうなのは、(5) 48 四三九四であろうと思われる。48の本文を重ねて示せば、次の通りである。

48 (情薄則) 疎。榮則共榮 ||| 慙は無価之宝 ||| (慎是竜) 宮海蔵、

学是明(月神珠) ||| (不如明解経) 書。良田三傾、不如(薄芸隨

驅) ||| 重賞之下、必(有勇夫) ||| (只愛有力之) 奴。養(男不教)

ところで、先述の小島憲之、鄭阿財「両氏の論には字句内容に關した詳細な考証は見られない」と言う張娜麗氏は、大谷本43—48六本の「問題点、及び敦煌本との比較について小述する」と前置きして、例えば48本を検討し、

四三九四の三行目の「海蔵、学是明」の句は、やや異質にも見られるが、S1163本は「学是明月神珠、慎是竜宮海蔵」に作っている。S3855本はこれとほぼ同様だが、この二句の間に更に別

な五句が加わっている。また、『鳴沙石室佚書』本（1羅振玉氏旧蔵本）は、前句はあるが、「竜宮海蔵」の文字は見当たらない。

『太公家教』の本文は、転写、伝承の間の揺れが相当にあり、字句を異にするものが多いものの、本断片も敦煌出土のものと同質の『太公家教』本文を抄写したものと言うことができよう

と指摘されているので、始めにその張氏の指摘の内容を確認したい。

48本における最大の問題は、何と言っても張氏が、「やや異質にも見られる」と記された、原本「三行目の「海蔵、学是明」の句」の順序にこそ存しよう。その問題とは即ち、例えば入矢氏校訂本における第572―578句の順序が、大谷本四三九四つまり48本において、

勲是无価之宝——（慎是竜）宮海蔵、学是明（月神珠）——（不
如明解経）書。良田三傾、不如（薄芸随軀）——重賞之下

となっていることである。そして、この事実に対し、張氏は、敦煌本三本（S一―一六三へ5a）、S三八三五へ9、『鳴沙石室佚書』本へ1羅振玉氏旧蔵本）を比較されたことになる。ここで以下、張氏が敦煌本三本（5a、9、1）の本文を、48本と対校されたことの経過及び、その結論に関し、少し吟味しよう。

さて、張氏が最初に比較された5a S一―一六三、566―589句の本文を示せば、次の通りである（□は、難読、▼は、当該テキストにおいて、33本へP三七六四）に対する独自の入る位置を表わす。後掲の表一（参照）。

5a (S一―一六三)
意重則密、情薄則疎。榮則同榮、辱則同□。難||相救、危則扶。

勲是无価之宝、学是明月神珠。▼1慎是竜宮海蔵、忍是護身之符。
積財十万、不如明解経書。良田三傾、不如薄芸随身。者償、有過

者誅。不念無功之子、只愛有力之奴。養男||教、長大是之

テキスト5aの場合、張氏が正しく、「S1163本は「学是明月神珠、慎是竜宮海蔵」に作っている」と言われた通り、例えば入矢氏校訂本の573句以下に対し、573、578二句の順序がやはり、極めて特異であることが確認出来る。ところが、48本の問題というのは、換言すれば、その句順が、

572 ↓ 578 | ↓ 573

となっていて、572句と573句との間に、恰も578句などが入っている如く見えることに存している。その点、5aは、それが、

572 ↓ 573 ↓ 578 | : : :

となっているので当然、48本とは合致しない。従って、このケースにおいては、例え5aの本文を見たとしても、新たな問題を提起しはするが、先の48本の問題に対する、答えは得られないことが分かる。その他、48と5aの本文を較べると、例えば二本の568句が、

48 榮則共樂

5a 榮則同榮

と一致せず、また、5aには、582句「重賞之下」がないこと（5aは、580―583四句欠）など、この両本には相違が顕著である。

張氏の比較された二番目の9 S三八三五、566―589句の本文を示せば、次の通りである。

9 (S三八三五)

意重則蜜、情薄則疎。榮則同榮、辱則同辱。難則相救、危則於扶。

勲は無価之宝、学是明月神珠。積財千万、不如明解。書。良田万傾、不如薄芸隨驅。慎是竜宮海蔵、忍是護身之符。香餌之下、必

有懸鉤之魚。重償之下、必有勇夫。有功者償、□過者誅。不念無功之子、只愛有力之奴。養男不教、不如養奴。

右の9本の特徴について、張氏は、「S.3835本〔即ち、9本〕はこれ

〔即ち、5a〕とほぼ同様だが、この二句〔573、578句〕の間に更に別な五句が加わっている」と指摘された。「二句の間」というのは、問題の、

学是明月神珠

慎是竜宮海蔵

両句間のことを指し、それは、9における573、578二句間が、

573 ↓ 574 ↓ 575 ↓ 576 ↓ 577 ↓ 578

となつてゐることを、述べようとしたものである（両句に挟まれてゐるのは、実際は四句である）。さて、ここで、先の48本の問題、

572 ↓ 578 ↓ 573

の句順に還るならば、例えば9本のそれは、

572 ↓ 573 …… ↓ 578

となつてゐるから、9も5aと変わりのないことが知られるのである。

つまり9本は、やはり問題に向けた答えとはならないことが、明らかと言えよう。また、9の場合、例えば48本に対して、さらに578句と574

―577句との転倒も生じ、両本568句に見える、

48 榮則共榮

9 榮則同榮

等の異同に加えて、5aよりもむしろ、48本との距離が大きいテキストと判断されるのである。

張氏が48本と比較された、第三のテキストが、『鳴沙石室佚書』本即ち、1羅振玉氏旧藏本である。1本566―589句の本文を示せば、次の通りである。

1 (羅振玉氏旧藏本)

意重則密。榮則同榮、辱則同辱。難則相救、危則相扶。勲は無価之宝、学是明月神珠。積財千万、不如明解一經。良田千傾、不如

薄芸隨驅。慎是護身之符、謙是百行之本。香餌之下、必懸鉤之魚。

重賞之家、必有勇夫、_功之者可償、過者可誅。慈父不愛无力之子、

只愛有力之奴。養男不教、為人養奴

この1本の特徴に関し、張氏は、「前句〔573句〕はあるが、『竜宮海蔵〕〔578句〕の文字は見当たらない」と指摘されている。それは5aにおける、

学是明月神珠

慎是竜宮海蔵

二句の内、1本には前者（573句）は存するものの、後者（578句）の

―部、四文字が見えないことを述べたものである。1に―部四字の見当たらないことは、後述に従うとして、先の48本の問題、

572 ↓ 578 ↓ 573

を考えてみると、1本は、

572 ↓ 573 …… ↓ 578

となつていて、この句順は、9 また、5a 本と同じである。すると、1 本もやはり、48 本の問題に答えるテキストではないと結論せざるを得ないことになる。そして、1 本は、48 本に対して、9 と同様、578 句と 574—577 句が転倒しており、568 句も、

48 栄則共楽

1 栄則同栄

と異なっている。加うるに、1 本は、567 句「情薄則疎」を欠いており（48 本には存する）、なお 48 本に較べて、575 句の、

48 (不如明解経) 書

1 不如明解一経

或いは、582 句の、

48 重賞之下

1 重賞之家

等の異同が目立っている。このことから、1 は 5a、9 本よりもさらに、48 本との距たりの開いたテキストであると判断される。

以上、48 本の特徴的な句順の問題を例として、張氏が 48 本と対校された、敦煌本三本（5a、9、1）との比較の経過及び、結論を辿り直してみた。その結果、張氏が取り上げられた敦煌本三本（5a、9、1）は、太公家教本文の系統研究上、極めて有意義なテキスト選択であることは間違いないが（後述）、しかし、その三本は、例えば件の句順に表われる、48 本の本文系統を究明する上では、殆ど役に立たないことが分かる。さて、このことは一体、何を意味するのであろうか。ここで、張氏の取り上げられた三本の系統に注目しよう（前掲「太公

家教諸本系統一覽」参照）。すると、それら三本の系統は、

5a …… C (1)

9 …… D

1 …… A

に属しており、また、興味深いことに、それらの三本は、同じ系統のもがなく、それぞれ系統を異にしていることが知られる。このことから推して、上述張氏による 48 本と敦煌本三本との比較が意味するものは即ち、48 本が A、C (1)、D の三系統には属していないということに外なるまい。

さて、48 本が A、C (1)、D 三系統に属さないのであれば、では、48 本は、それ以外のいずれかの系統に該当することになるのであろうか。事実、例えば 48 本の特徴的な句順、

572 ↓ 578 ↓ 573

の問題に答え得る、ただ一つの系統が存在する。それが F 系統であつて、F 系統の件の句順は、

572 …… ↓ 578 ↓ 573

となつており、その形が正しく 48 本の問題を説明するのである。今、F 系統中の 25 本（P 二九八一—V）における、566—589 句の本文を示せば、次の通りである。

25 (P 二九八一—V)

意重則蜜、情薄則疎。栄則共楽、辱則同憂。難則相救、病則相扶。勤是无価之宝、忍是護身之符。▼3 勤是竜宮海蔵、学是明月神珠。積財千万、不如明解経書。良田百頃、不如薄伎隨身。香餌之下、

必有懸魚。重賞之下、必有勇夫。有功者賞、有過者誅。不念無功
581 582 583 584 585 586
之子、只愛有力之奴。養男不教、為他養奴

上掲25本の本文を見ると、先に触れた如く、48本における、

572 ↓ 578 ↓ 573

の句順が、25においても、

572 ↓ 579 ↓ 578 ↓ 573

となつていて、正しく48本と一致する。それはまた、48本の572句と578句との間、つまり、

勤は無価之宝 ―― 宮海蔵

の破損部 ―― には本来、

忍是護身之符、勤是竜

の九文字の入るべきことをも、同時に示しているのである(但し、578句「勤是」の二字には一考の余地があり、或いは、「作是」などとすべきかもしれない。後掲、表一参照)。その他、568句が両本において始めて、

48 栄則共衆

25 栄則共衆

と、合致を見せることなどを含め、大谷本48本の本文は、敦煌本太公家教のF系統に属するものと考えて良い。

ここで、具体的にその事実を確認すべく、次頁の表一に、太公家教566―589諸本対校表を掲げる(表一参照)。表一は、33本(P三七六四、E)を底本とし、全諸本をA―Gに分類、近似する系統毎に配して、諸本間における字句の異同を示したもので、右端が校訂本文である

(Ⅱは、破損、―は、欠落を表わす。また、□は、難読、…は、当該伝本の始め、終わりを示している。▼は、33本に対する独自句、表内のアラビア数字は、校注で、共に表末に記した)。

表一によれば、例えば48本における、件の、

572 ↓ 578 ↓ 573

の句順を有する系統が、Fであり(▼3、4、5、6、7参照。独自句として579、578句が前出する代わりに、例えば33本における578、579句の位置に当たる二句を欠く)、また、張氏の取り上げられたC(1)及び、D系統の32aも、同様の句順をもっていることが分かる(▼1、2)。しかし、C(1)が48本と合わないことは、前述した。Dの32aも、もう一本の9本が48本と合わないこと、前述の如く、さらに48本と較べて、568句の、

48 栄則共衆

32a 栄則同衆

や、575句の、

48 (不如明解経) 書

32a 不而明解経詩

などの相違がある点(Fの37も、「詩」、48本との系統的関連は認め難い。おそらく32aは、かつてF系統と接触したものと思われる。その他、568句を「栄則共衆」に作るのも、F系統と48本の特徴の一つと捉えて良いであろう。一方で、A系統の23も同形の句をもつが、23本は、前述の1本と共に、やはり578句「慎是竜宮海蔵」の四文字が見えないことなど、48本との距たりが非常に大きい。因みに、1本以下のA系

表一 太公家教566-589諸本対校表

G			F					B (1)	D		A				C (1)	E	校訂本文	句番号
11	12	34a	4	37	7	30	25	19	9	32a	23	26	21	1	5a	33		
		蜜		蜜			蜜	蜜	蜜		察 ¹	察	蜜			意重則密情薄則疎。栄則同栄 辱則同辱 難則相求 危則相扶 勤 ¹ は無価之報 学是明月神珠	566	
疎	疎	疎	疎	疎			疎	疎	疎		1				疎	意重則密情薄則疎。栄則同栄 辱則同辱 難則相扶 危則相扶 勤 ¹ は無価之報 学是明月神珠。	567	
		2		共榮			共榮	共榮			共榮					積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本	568	
		則		憂			憂	危			憂	憂	憂 ¹		□ 救	積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	569	
救	救	救	救	救	救	救	救病	扶難	救	扶難	救	久	救 ¹	救		積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	570	
							勤	救事	於 勤	救 勤	勤	↑				積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	571	
宝	宝	事	宝忍護	宝忍護身之符			宝忍護身之符	宝仕	宝	宝忍護身扶	宝		无 宝	宝	宝	積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	572	
珠	珠	珠	珠	珠			才	珠	珠	護身扶	珠		珠	珠	珠	積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	573	
			7	6			5			2					十	積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	574	
											1					積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	575	
順				詩			不	百頃	万	万	頃		詩	伯	一經	積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	576	
芸	卜	芸		芸			身	身	芸	而 芸	芸		芸	芸	溥 芸 身	積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	577	
								勤事竜宮海 慎事護身符	2	竜宮海蔵 忍 護身符						積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	578	
																積財千万、不如明解経書 良田千頃、不如薄伎隨驅 慎是護身之符 謙是百行之本。	579	

統に「竜宮海蔵」四文字が見当たらない理由は、例えば表一、校訂本文の、578、579句「慎是竜宮海蔵、忍是護身之符」を、A系統（及び、E、G）が、「慎是護身之符、謙是百行之本」と、固有の句形に作るためである。

最後に、48本に看取される、独特な点を一、二、上げておく。まずその576句、

良田三傾

が特異である（他本は、「百へ伯」「千」「万」など）。また、その583—587句に見える破損の区間、即ち、

必（有勇夫）——（只愛有力之）奴。養

における——部は、他の破損区間が約九—十二字分であるのに対し、聊か長過ぎるようである（例えばFの25本で数えて二十二字分）。そこから、二、三句分の脱落などが想定される。加えて、原本（図一（5）四、五行目間、「書」の左に、「則」の書入れが見えている。——は、下部の残画から考えて、忍かもしれないが（F、30の573句に、「忍則」と見える）、この書入れに関しては、なお検討を要する。

三

大谷本45（三一七五）、43（三一六七）、44（三一六九）三本は、同一写本から出たものとされている（図一（3）、（1）、（2））。次いで、それら三本の系統を検討してみる。以下、一本ずつ見てゆこう。

最初の45本は、371—389句に該当する部分が伝存する。重ねて45本の本文及び、新たに1羅振玉氏旧蔵本（入矢氏校訂本の底本）の本文を

示せば、次の通りである。

45（還是自）傷。凡人不可兒（相）——（或出）公主。蒿艾之中——（助闘）得傷。仁慈者受——（為土所）傷。齊々之人、為（酒所殃）——（知人有）過、密奄（深蔵）。

1 還是自傷。凡人不可兒相、海水不可斗量、茅茨之家、必出公主。蒿艾之下、必有蘭芳。助祭得食、助闘得傷。仁慈者受、賢暴者亡。清々之事、為酒所傷。聞人善事、乍可称楊。知人有過、密奄深蔵

上記二つの本文を比較するに、まず右の1羅振玉氏旧蔵本を含む、A系統の本文の特徴の一つとして、

為土所傷。濟々之人、

二句を欠くという点を上げることが出来る。しかし、45本には、

（為土所）傷。齊々之人

二句を存する所から、45本は、A系統には属さないことが明らかである（Eの33も、両句を欠く。また、C（2）〈29本〉は、382—384句の「之水、為土所傷。濟々」の部分、Fの30本は、383—385句の「所傷。濟濟之人、為酒」の部分に欠いている。なお384句の「人」を、E、F「仕」、B（2）C（2）「士」に作る〈C（1）、31も「士」〉。ところが、一見このことに反するように見えるのが、45本380句における、

仁慈者受

の表記で、その「受」字は、A系統にしか記されない（多くは「寿」

に作る。ただEの33本が、「授」の右にト符号を付して見せ消し、「寿」と下記する。また、Fの25本には、「仁者受福」とある。しかし、その一字目「仁」を、A系統の1、21が「人」に作るなど（D及び、Fの30も「人」、その事実だけで、45本をA系統に結び付けることは出来ない。また、45本の376句における、

蒿艾之中

も注意すべき表記で、その「中」字も、C(2)(29本)にしか記されないが、C(2)が382—384句を欠き、45本と一致しないことは、前に述べた。その他、45本375句の、

(或出) 公王

を、C(1)系統は、

或出国王

に作るので（C(1)の39「或出国王」、45本は、C(1)系統とも考えにくい。このように、45本の系統は、はっきりしないのである。言わば消去法的に推測されるのは、それがA、C(1)(2)、D系統などではなさそうなおことである。引き続き、43、44本の系統を検討する。

第二の43本及び、1本の本文を併せて示せば、次の通りである（426—436句存）。

43兄弟信（讒）⁴²³ 〓（必致）⁴²⁸ 死恩。夫婦信（讒）⁴²⁵ 〓（荆棘蒙）⁴³⁰ 恩。
抱薪救火、火必（成災）⁴³² 〓（千）⁴³⁵ 人隔門、不如一人（拔関）⁴³⁶。

1兄弟信讒、⁴²³ 分別異居。⁴²⁴ 夫婦信讒、⁴²⁵ 男女生分。⁴²⁶ 朋友信讒、⁴²⁷ 必致死怨。⁴²⁸

天雨五穀、⁴²⁹ 棘荆蒙恩。⁴³⁰ 抱薪救火、⁴³¹ 々必成災。⁴³² 楊湯至沸、⁴³³ 不如去薪。⁴³⁴ 人排門、⁴³⁵ 不如一人拔関

43本は、小島憲之氏が大谷文書中に始めて発見、紹介された太公家教に当たっている。そして、本書と入矢氏校訂本とを比較した小島氏が、「両者の間には、順序の違う部分が存在する」、¹⁷ 或いは、「夫婦信讒」と「必致死怨」とが逆にな¹⁸ っている」と述べられたのは、43本における句順が、

423—428—425—430

となつていることを指すのである。ところで、太公家教のその前後の本文は、

国信讒言、⁴¹⁹ 必殺忠臣。⁴²⁰

治家信讒、⁴²¹ 家必敗亡。⁴²²

兄弟信讒、⁴²³ 分別異居。⁴²⁴

夫婦信讒、⁴²⁵ 男女生分。⁴²⁶

朋友信讒、⁴²⁷ 必致死怨。⁴²⁸

と対句が並んでいるから、43本における、特異な句順は、⁴²⁶部（426句）と⁴²⁷部（427、428句）との二句が入れ替わり、

423—424—427—428—425—426

となつていたものと考えられる。そして、この現象は、43本の誤写と捉えられよう。例えば敦煌本C(1)39の内にも一旦、

必見敗亡。兄弟信讒、⁴²³ 分別異居。⁴²⁴ 婦人信讒、⁴²⁵ 必見敗亡。⁴²⁶ 兄弟信讒、⁴²⁷ 分別異居。⁴²⁸ 男女生分

と筆録して、——部を墨滅する写し誤りが見えている。また、43本435句に、

(千) 人隔門

と記されることについては、例えば小島氏が、入矢氏校訂本の「千人排門」を上げて、「排門」の「排」を「隔(?)」に作るなど多少の異同がみえる」と指摘されたように、その「隔」字は、他のどの本にも見出し得ない、43本固有の文字となっている。

さて、43本と他の諸本とを比較すると、例えば43本の425句「夫婦信(讒)」を、C(3)、Eは、

夫妻信讒

に作り(C(1)、39「婦人信讒」、また、43本の431句「抱薪救火」を、B(1)(2)、Dは、

抱薪救火

と作り(B(1)は、「把薪炎火」へGの34aも同じ)、さらに、43本の436句「不如一人(拔関)」を、B(2)、Dは、

不而一人拔関

に作るので(E「不好一人拔関」、43本は、B(1)(2)、C(3)、D、Eには属さない可能性が高い。しかし、43本の場合もやはり、先の45本と同じく、現存部分だけではその系統がはっきりしないのである。

最後の44本及び、1本の本文を示せば、次の通りである(475—484句存)。

44 (巢父居山、魯連赴海——(鶴鳴九) 臯、声聞於天——外必知聞。

1 (巢) 父居山、魯連海水。孔鳴盤桓、候時而起。鶴鳴九臯、声聞於天。電裏燃火、燒氣成雲。家中有惡、人必知之。

まず44本の右の翻字に関し、一言する。476句三字目の「赴」は、原本一行目の四字目(図一、(2)参照)に、走繞の残画が確認し得ることにより、四字目の「海」は、その下に、三水の一部が残ることにより、それぞれ判断した。また、484句一字目の「外」は、原本三行目の旁「卜」の残画により、二字目以下の「必知聞」は、やはりその下の残画及び、右傍記の「知」により、各々判読した。なお原本二行目の第一字(479句、四字目)が「臯」であることは、張氏の指摘がある。

ここで、次頁の表二に、太公家教475—484諸本対校表を掲げる(見方は、表一と同じ)。今、44本を表二と照合すると、その系統に関し、幾つかの興味深い事実を見出すことが出来る。例えば44本、476句の、

魯連赴海

に注目したい。A、B(2)、Dは、その「赴海」を「海水」に作るので、44本は、おそらくその三系統には属さないように思われる(なおF 30も「海水」。また、その「魯連」を、B(2)、C(1)、Dは、「路連」に誤っている(A、23も同じ。B(2)は、「路蓮」、C(1)は、「路蓮覆海」。B(1)は、「曾連覆海」。また、44本479句「(鶴鳴九) 臯」の三、四字目を、B(1)系統は、「鳩鷄」に作る(F、30「求臯」、7「九高」。或いは、44本480句「声聞於天」の二字目を、B(2)、C(1)、Dは、「徹」に作ることから、44本はやはり、その三系統には属し得ないように思われる(B(2)は、「声徹九天」。なおFの25、7も「徹」。そして、非常

に面白いのが、44本の48句「外必知聞」一字目の「外」である。表二を閲するに、そのように表記する系統は、B(2)、D、Fの三つに過ぎない（他系統の一字目は、全て「人」。なお三、四字目の「知聞」を、Aは「知之」、C(1)、(3)は「之聞」に作る。Gの11も「之聞」。ところが、44本は、そのB(2)、Dに属し得ないこともまた、上述の如くであつて、この事実を通じ、44本は、先の48本と同様、F系統に近いことが知られるのである。ここで、大谷本45、43、44本が同一写本とされることを想起したい。そして、それらの三本が言わば消去法的に、A、B(1)(2)、C(1)(2)(3)、D、E、Gには属し得なかつたことを考え併せれば、その45、43、44三本は、やはり48本と同じくF系統に属するものとすべきであろう。但し、43本の48句「(千)人隔門」の「隔」字や、48本の56句「良田三傾」の「三」字が、独自であることを始め、45本の36句「蒿艾之中」(「中」字は、C(2)にのみ見える)、380句「仁慈者受」(「受」字は、Aにのみ見える)など、部分的な他系統との一致が認められることは、何分にもF系統の伝本の少なさ(実質的には、25、30二本)を勘案する必要があるだろう。

大谷本43―48本の内、残る46、47二本の系統についても、簡単に併せておく。まず46(1―10句存)の本文と、入矢氏校訂本の本文とを併せ示せば、次の通りである。

46 余乃生逢(乱代) 〓 (波) 迸流移。⁵ 只欲隠(山学道) 〓 只欲揚名於後(代) 〓 (才軽) 德薄、不堪人師。¹⁰

余乃生逢乱代、長値危時。² 亡郷失土、波迸流離。⁵ 只欲隠山学道、不能忍凍受飢。⁷ 只欲揚名後代、復無晏嬰之機。⁸ 才軽德薄、不堪人師。¹⁰

その46本は、太公家教における冒頭序文の1―10句の姿を今日に伝える、極めて貴重なトルファン文書となつている。しかし、その箇所はまた、諸本間に殆ど異同がなく、非常に系統の見分けにくい部分でもある。²¹ 例えば46本の4句、

(波) 迸流移

は、Aの1のみ、

波迸流離

と作るが、他は全て「移」に作つている(B(1)の19のみ「餘」。三字目、B(1) 41a「墮」、41b「留」。また、46本7句、

只欲揚名於後(代)

の「於」を有するのは、B(1)、C(1)、D三つの系統で、A、Eは、それを欠く(Aへ1「只欲揚後代」。結局、46本と他の諸本との間には、上記以外の大きな異同が見当たらず、46本は、系統不明とせざるを得ない。

最後に、47本(43―49句存)の本文と、入矢氏校訂本の本文とを併せ示せば、次の通りである。

47 (屈) 厄之(人) 〓 太公(未達)。

屈厄之人、不差執鞭之仕。飢寒在身、不差乞食之恥。貧不可欺、富不

可恃。^{40b} 陰陽相催、周而復始。^{41b} 太公未達

太公家教諸本は、上掲47本の直前に当たると、459―462句の部分に、大きな異同が認められ、²² 47本の以前を欠くことが、大変惜しまれる。何分現存するのが四字のみと、余りに短か過ぎ、47本も系統不明とすべきである。このように46、47両本は、その系統こそ特定し難いものの、現存する本文は、敦煌本と完全に同じであり、その枠外へ一步も出るものでないことが確認出来る。

以上が、トルファン本の太公家教即ち、大谷文書43―48本と、敦煌文書におけるその諸本との、本文比較の概要である。その結果は、まづ48本及び、43―45本の四つの大谷文書が、敦煌本太公家教における諸系統中、F系統に属するものと認められること、次に、残る46、47二本は、敦煌本と全く同文を有するものながら、系統不明とすべきものであることの、二点に纏められよう。従って、このことから、トルファン本の太公家教は、敦煌本のそれと極めて密接な関連をもつものと断ぜられる。そして、敦煌本よりおそらく一世紀以上溯る、大谷文書の古さを考え併せる時、太公家教諸本におけるF系統（及び、それに近似するE、G系統）を、本文上の古形と位置付け、そこからA―D系統の派生する、太公家教の本文成立史の全く新たな局面を、切り拓くことが出来るであろう。²³

さて、ここで、冒頭に掲げた「太公家教諸本系統一覧」に、大谷文書の43―48六本を加えたい。そのF、不明の二つの系統は、大谷本を補入して、次のように表示することが出来る。

F 24・25・6c・30・7・37・4・45・43・44・48
不明、10・8・5c・5d・5e・5f・5g・5h・20・40・46・47

小稿を結ぶに当たり最後に、小島氏が、

吐魯番盆^{トルファン}地は、中国辺境の敦煌の西、現在の新疆ウイグル自治区に属し、そこには嘗って高昌国があった。言語は胡語を話しながらも、文字として漢字を習得し、胡漢両用の官人たちは、まず中国的教養を学ぶ……彼等の中国文化受容の一端は、右の『北史』にみる如く、経書を中心とするが、なおその裏側にあつては、低度の童蒙書を必要としたのである

と指摘されたことの重要性を、改めて銘記したい。

付記 幼学の会による『太公家教注解』（汲古書院、平成21年）の公刊を予定するが、小稿は、その諸本校異表作成の過程で生まれた。なお校正近くに、伊藤美重子氏『敦煌文書にみる学校教育』（汲古書院、平成20年12月）に接した。本書は、19本（P二五六四）を底本とする「太公家教」原文、日本語訳、訳注（二部一章附）を収載するなどの労作だが、残念なことに参考とすることが出来なかつた。また、小稿は、平成20年度科学研究費補助金基盤研究(B)による成果の一部である。

〔注〕

〔1〕小島憲之氏「学事閑日―ある童蒙教訓書断片を中心として―」（『短歌文芸 あけぼの』10・4、昭和52年8月）。なお同氏の『万葉以前―上代びとの表現』（岩波書店、昭和61年）八章「海東と西域―啓蒙期としてみた上代文学の一面―」にも言及がある（初出、昭和58年）。

〔2〕鄭阿財氏「学日益齋敦煌学札記」（『周一良先生八十生日記念論文集』

- 所収、中国社会科学出版社、一九九三年）
- (3) 張娜麗氏『西域出土文書の基礎的研究』（汲古書院、平成18年）Ⅲ部一章一
- (4) 拙稿「太公家教攷」（『日本敦煌学論叢』1、比較文化研究所、平成18年）
- (5) 拙稿「音読する幼学―太公家教について」（『文学』7・2、平成18年3月）
- (6) 岡田美穂君「太公家教の諸本生成と流動」（『中京大学文学部紀要』41・2、平成18年12月）
- (7) 注(4)(5)前掲拙稿参照。
- (8) 小田義久氏『大谷文書の研究』（法蔵館、平成8年）第二章
- (9) 注(5)前掲拙稿のデータによる。
- (10) 入矢義高氏「太公家教」校釈（『福井博士頌寿記念 東洋思想論集』）
 〔福井博士頌寿記念論文集刊行会、昭和35年〕所収）
- (11) 松尾良樹氏「音韻資料としての『太公家教』―異文と押韻―」（『アジア・アフリカ言語文化研究』17、昭和54年3月）
- (12) 図一は、小田義久氏編『大谷文書集成』弐（竜谷大学善本叢書10、法蔵館、平成2年）図版七五、八二、八四、八五に拠る。なお47四三七一の図版は未収録となっている。また、その積文篇によれば、43は、九・六糧×九・二糧、44は、九・五×七、45は、一一・三×一〇、46は、一〇・七×九、47は、四・三×五、48は、一〇・五×一〇・五の大きさとされ、43―45三本は、共に「朱点を附す」と注されている。さらに44は、「三一六七号文書（43）」と関連？」と言われる。
- (13) 注(12)前掲書の積文篇を参照するが、必ずしもそれに従ってはいない。
- (14) 太公家教本文掲出は省く。句番号など、注(4)前掲拙稿所収のその本文を参照されたい。
- (15) 張氏注(3)前掲書
- (16) A―G七系統、十類間の相互関係については、岡田君注(6)前掲論文に詳しい。
- (17) 小島氏注(1)前掲論文
- (18) 小島氏注(1)前掲書。氏は、43本の本文と、入矢氏校訂本の「兄。弟。信。讒……夫婦。信。讒……必致死。怨……」とを比較して、そのように言われた。
- (19) 小島氏注(1)前掲書
- (20) 張氏注(3)前掲書
- (21) 注(4)前掲拙稿参照。
- (22) 注(4)前掲拙稿参照。
- (23) トルファン本の太公家教が、敦煌本のF系統―E、F、G三つの系統は、総じて古形の印象が深い―と関わることの、文学史的な意味を明らかにすることは、なお今後の課題とすべきである。
- (24) 小島氏注(1)前掲論文

（くらだ あきら 人文学科）

二〇〇八年九月三〇日受理